

松戸市庁舎整備検討委員会 市民公募委員募集要領

1 趣旨

本市では、庁舎整備に係る計画等の策定に当たり、松戸市庁舎整備検討委員会を設置します。

この委員会では、これからの市役所の「来庁者の変化に伴う、窓口のあり方」、「市民に身近な支所と、市役所本庁舎のあり方」、「働き方の変化を踏まえた執務スペースの有効利用」、「災害発生時、対応の拠点としての市役所のあり方」、「他市役所や民間企業の先進事例の活用」などについて、議論を行う予定です。

コロナ禍を経験した中での、新しい市役所の「将来像」について、利用者である市民目線で、学識経験者や市内関係団体の方などと共に議論に参加していただける市民委員を募集します。

2 募集内容

- (1) 募集人数 2名以内
- (2) 要件 令和4年4月1日現在において、次の要件をすべて満たす者
 - ① 本市在住の、年齢が18歳以上の者
 - ② 平日の昼間に開催される会議に出席できる者
(令和4年度中8回程度を予定)
 - ③ オンラインで行う会議に参加可能となるよう、自ら環境を整えられる者(開催時、周囲に配慮できる環境で参加可能であること)
 - ④ 本市の職員又は議員ではない者
- (3) 任期 委嘱の日から2年
- (4) 報酬 日額8,500円(税・交通費込み)

3 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 松戸市庁舎整備検討委員会 市民公募委員申込書(別紙1)
 - ② 下記(2)①に関する作文(800字以内)(別紙2)
- (2) 作成上の注意 上記(1)②の作文については、以下の要件に従い作成してください。

①テーマ

「これからの松戸市役所のあり方・必要な機能について」

②字数、様式

- ・作文の字数は、800字以内とします。
- ・別紙2の原稿用紙を使用の上、作成してください。

(市販原稿用紙も可としますが、テーマと氏名を欄外に記載すること)

※これまでの検討経過については、本市公式ホームページ上に掲載しています。

【本市公式ホームページアドレス】

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisei/siyuzaisan/shiyakusyokino/index.html>

(3) 提出期限 令和4年4月15日(金) 17時まで

(郵送の場合は当日消印有効)

(4) 提出方法 上記(1)の提出書類について、以下のいずれかの方法でご提出ください。

① 直接 土曜日、日曜日を除く9時から17時までに松戸市役所新館6階 オフィス・サービス創造課に持参すること。なお、持参の際は、予め提出日時を同課に連絡・調整の上、持参すること。

② 郵送 〒271-8588 (住所の記載は不要です)
松戸市 総務部 オフィス・サービス創造課あて

③ 電子メール mcos@city.matsudo.chiba.jp

※件名は「市民公募委員応募書類送付 (応募者の氏名)」とし、メール送信後、上記①の時間帯に、オフィス・サービス創造課に架電の上、メール到達の確認を行うこと。

4 選考方法

公募委員の選考は、松戸市庁舎整備検討委員会市民公募委員選考審査会において審査を行います。

選考方法は、松戸市庁舎整備検討委員会市民公募委員選考審査基準に基づき、3の(1)の提出書類について審査を行い、公募委員を選定します。

5 応募資格、公募委員資格の喪失

次の事由が生じたときは、応募資格、公募委員資格を喪失します。

(1) 本募集要領2の(2)に規定する要件を満たさないとき

(2) 本募集要領3の(1)の提出書類の記載事項に虚偽があることが判明したとき

(3) 応募者より辞退の申し出があったとき

(4) その他、公募委員に選ばれた場合でも、委員としてふさわしくない言動又は行為を行ったとき

6 結果通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知します。また、一度提出された応募書類は返却しません。

なお、選考結果に係る情報の開示に関する取扱いは、以下の①から③の通りです。

① 応募者本人が、運転免許証等の本人を確認できる書類を持参の上、直接お越しください。

② 電話・はがき等による請求及び代理人による請求では、開示することはできません。

③開示内容、開示期間は下表の通りです。

開示内容	開示期間
応募者本人の順位及び総得点	選考結果通知発送日から1か月間

7 費用負担等

本件応募に関する一切の費用については、応募者の負担とします。

また、2(2)③に基づき、会議をオンラインで開催する場合、ご自身の負担において、オンライン環境（ネットワーク環境、パソコン等の情報通信機器）をご準備いただきます。市では一切、準備は致しませんのでご注意ください。

（オンラインで会議に出席する場合のデータ通信に要する費用についても、ご自身の負担となります。）

8 問い合わせ先

松戸市総務部オフィス・サービス創造課

電 話：047-701-8611

（受付時間：土曜日、日曜日を除く9時から17時まで）

メール：mcos@city.matsudo.chiba.jp